

令和7年度箕面市財産区財産(だんご池)
売り払いに伴う一般競争入札実施要領

箕面市大字牧落大字西小路大字平尾大字桜財産区
(箕面市財産区管理者 箕面市長)

令和8年1月

目 次

	頁
I 物件概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
II 入札に際しての前提条件・・・・・・・・・・・・・・・・	5
III 一般競争入札実施要領・・・・・・・・・・・・・・・・	8
IV 応募スケジュール等・・・・・・・・・・・・・・・・	10
V 関係書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(別添)

I 物件概要

物件の詳細については、5ページ以降の「II 入札に際しての前提条件」をご覧ください。

物件番号①

1) 地番

箕面市牧落五丁目754番（通称：だんご池）

2) 敷地面積（実測）

1, 388. 87㎡（約420坪）

3) 所有者

箕面市大字牧落大字西小路大字平尾大字桜財産区

4) 用途地域

第一種中高層住居専用地域（容積率 200% 建ぺい率 60%）

5) 高度地区

第三種高度地区（建築物の高さの最高限度 12m）

6) 防火地域 なし

3) 位置図 (航空写真)



4) 現況写真



II 入札に際しての前提条件

1. 入札物件

物件番号 1					
最低入札価格	金 91,700,000円				
入札保証金	金 4,585,000円				
地番	箕面市牧落五丁目754番				
地目	池沼				
面積(実測)	1,388.87㎡				
接する道路の幅	南側：約4.0m、東側：約5.3m				
項目	制限・条件・仕様等				
法令等に基づく制限	都市計画法	都市計画区域			
		用途地域	第一種中高層住居専用地域		
		地区計画等	砂防指定地(一部)他		
	宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等	宅地造成等工事規制区域		
	建築基準法	建ぺい率	60%	容積率	200%(法定)
		高度地区	第三種高度地区(最高限度12m)		
道路の種類		(東側)第42条第1項第1号道路 (南側)第42条第1項第5号道路			
私道等の負担	私道負担の有無	—	道路後退の有無	—	
供給処理施設の状況	種別	整備状況	事業所名等		
	上水道	未整備	箕面市上下水道局		
	下水道	未整備	箕面市上下水道局		
	ガス	未整備	大阪ガス(株)		
	電気	未整備	関西電力(株)		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東側道路は箕面市道、南側道路は私道(位置指定道路)です。 ・ 上水道、下水道、ガス、電気等の敷設や引き込みについては、各事業所へお問い合わせください。 ・ 土地利用に必要な工事等は、買受人の負担で行ってください。 ・ 土地は現状有姿での売却となります。 ・ 物件には地中埋設物が存在する可能性があります。箕面市大字牧落大字西小路大字平尾大字桜財産区(以下「財産区」という。)は契約不適合責任を負いません。 ・ 売買は上記実測面積に基づき行い、面積に差異が生じた場合でも、入札者、買受人は売買代金の増減を請求せず、異議、苦情を申立てないものとします。 ・ 幹線道路から本物件までの道路幅員は未調査です。 				

	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>土壤汚染調査、地盤調査等は未調査です。</u> ・土地利用条件については、入札者、買受人が関係機関で調査、確認を行ってください。
土地利用条件	<p>○用途等について</p> <p>①一戸建ての住宅（店舗兼用不可）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺地区との調和を図るため、1区画の最低敷地面積は100㎡以上としてください。 ・本物件は溜池であるため、雨水や隣地等からの流水が流入する場合があります。民法第214条に基づく排水流入受忍（承水）義務を遵守し、適切な排水処理を行ってください。また、排水処理方法については、関係機関で調査、確認を行ってください。 <p>②普通自動車専用駐車場（青空平面利用に限ります。）</p> <p>③現況のままでの保有も可能です。</p> <p>④買受人は、本物件の土地利用にあたり、関係法令及び市条例等を遵守し、関係機関の指示に従ってください。</p> <p>⑤土地利用開始までの間は、周辺住民等に迷惑がかからないよう、買受人が適正に管理してください。</p>
特約事項	<p>①契約に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本契約は、落札者が売買代金を全額完納後に所有権移転を行います。 ・売買代金は、財産区及び箕面市が指定する日までに納付してください。※3月中旬以降を予定しています。 <p>②土地利用に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な相隣関係を築くため、建築行為において関係法令等を遵守し、トラブルのないように努めてください。 ・落札物件は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びその構成員が、その活動のために利用することはできません。また、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に定める観察処分を受けた団体やその構成員や関係者による利用も禁止します。 ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第3項に定める事項のうち、「土地利用条件」に記載された施設以外の建築等はありません。 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく店舗や、騒音等の公害発生施設など、周囲に不快感を与える施設（以下「嫌悪施設」）の用途（道路等公共施設を除く）には使用できません。

③所有権移転に関すること

- ・売買代金の完納確認後に、法務局に嘱託登記いたします。ただし、落札者は登録免許税の納付及び必要書類を提出ください。
- ・落札物件について第三者に所有権移転または権利設定（抵当権を除く）を行う場合は、前記②の特約を必ず書面で当該第三者に継承させ、当該義務を履行させてください。

④調査に関すること

- ・前記②及び③に関し、財産区または箕面市が必要と認める場合は実態調査等を行うことがあり、落札者はこれに協力する義務があります。

⑤違約金に関すること

- ・前記②または③の特約、または「土地利用条件」に違反した場合は、売買代金の3割相当額を違約金として財産区に支払っていただきます。また、前記④の特約に違反した場合は、売買代金の1割相当額を違約金として財産区に支払っていただきます。

⑥土地の買い戻しに関すること

- ・前記②、③、④の特約、または「特記事項」「土地利用条件」「土地売買契約書」に違反した場合は、前記⑤の違約金の支払いに加え、土地の買い戻しができるものとします。
- ・買戻特約（10年間）の登記を付します。
ただし、市有地売却条件ガイドライン第5条に基づき、売却条件を満たした内容で都市計画法第29条第1項または第2項による開発許可を受け、同法第36条第2項による検査済証が発行された場合は、買戻特約の抹消登記を所有権者の負担で財産区に申請できます。

⑦入札実施要領について

- ・「令和7年度箕面市財産区財産（だんご池）売り払いに伴う一般競争入札実施要領」の内容を遵守してください。

Ⅲ 一般競争入札実施要領

1 入札参加資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に基づき、下記のいずれかに該当する方は入札に参加できません。

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者。ただし、法定代理人の同意を得ている未成年者、被保佐人、被補助人は参加可能です。
- (2) 破産者で復権を得ていない者。
- (3) 次のいずれかに該当する者（その事実があった後3年を経過した者を除く）またはその者を代理人、支配人、その他の使用人、入札代理人として使用する者。
 - ① 箕面市との契約履行において、故意に工事や製造を粗雑にした者、または物件の品質、数量に関して不正な行為をした者。
 - ② 箕面市が実施した競争入札やせり売りで、公正な執行を妨げた者、公正な価格の成立を害した者、不正な利益を得るために連合した者。
 - ③ 落札者が箕面市と契約を締結すること、または契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - ④ 正当な理由なく箕面市との契約を履行しなかった者。
 - ⑤ 前記①～④のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、箕面市との契約履行にあたり代理人等として使用した者。
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号～第4号に該当する者。
 - ⑦ 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に該当する者。
 - ⑧ 箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外に該当する者。

2 入札参加申込書の受付

一般競争入札に参加希望の方は、必要事項を記載した申込書を持参のうえ、下記の要領でお申し込みください。

- (1) 受付期間及び時間
 - ① 令和8年1月14日（水曜日）～令和8年1月23日（金曜日）まで。
 - ② 午前9時～午後5時（正午～午後0時45分を除く）
 - i) 最終日は午前11時30分まで。
 - ii) 窓口持参のみ受付。郵送、ファックス等は不可。
 - iii) 連絡や書類返却は、理由を問わず一切行いません。

(2) 受付場所

住 所：箕面市西小路四丁目6番1号

受付場所：箕面市役所 地域創造部 地域活性化室 本館2階 北側 214番窓口

(3) 提出書類

- ①一般競争入札参加申込書（物件番号1）
- ②住民票1通
（法人の場合は全部事項証明書または履歴事項証明書1通）
- ③印鑑（登録）証明書1通
- ④誓約書（「1入札参加資格」の（1）～（3）いずれにも該当しないことを誓約する書面）
- ⑤委任状（代理人による場合のみ。委任者の記名、捺印必須。名刺や社員証（コピー可）も提出）
※①、④、⑤は、箕面市ホームページ『令和7年度財産区財産（だんご池）売り払いに伴う一般競争入札について』内の様式関係からダウンロード可能です。

(4) 申し込みにあたっての留意事項

- ①公的証明書は発行後3ヵ月以内のものに限ります。
- ②提出書類は理由を問わず返却しません。
- ③落札後の売買契約、所有権移転登記は、申込書記載の名義でのみ行います。
- ④申込書の内容変更や取り下げは申込期間内のみ可能。（取下書は自由書式）
- ⑤申込手続き後、入札書及び入札参加者証を交付します。入札書提出時、開札当日は必ず入札参加証を持参してください。
- ⑥受付後に参加資格がないことが判明した場合、受付を取り消します。
- ⑦申込者情報や申込者数等の問い合わせには一切応じません。

3 その他

- (1) 入札参加希望者は、本要領の内容を十分にご確認ください。
- (2) 各種法令による土地の利用制限等については、入札参加希望者が各自で関係機関に確認してください。

(注) 現地見学会は実施しません。入札参加希望者ご自身で現地をご確認ください。

- ①物件はフェンス等で囲まれており、敷地内に立ち入ることはできません。
- ②現地に駐車場はありません。路上駐車など、近隣の方々にご迷惑となる行為はご遠慮ください。

IV 応募スケジュール等

一般競争入札実施要領等配布期間

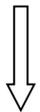
令和8年1月7日（水曜日）～令和8年1月22日（木曜日）正午まで



◇箕面市役所 地域創造部 地域活性化室 本館2階 北側 214番
窓口（以下「地域活性化室」）及び当入札ホームページ（「R7財産区入
札」と検索してください。）にて配布します。

質疑受付（12ページ：※1参照）

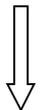
令和8年1月13日（火曜日）午前9時～令和8年1月16日（金曜日）正午必着



- ◇本物件に関する質疑は、メールでのみ受付をいたします。（郵送、電話、ファックス、窓口での受付は行いません。）
- ◇質疑メールを送信後は、受信確認のため地域活性化室（電話072-724-6741）までご連絡ください。
- ◇質疑への回答は、令和8年1月15日（木曜日）午後3時以降、当入札ホームページに随時掲載します。（回答終了時は「掲載終了」と記載します。）

入札参加申し込みの受付（8ページ：Ⅲの2参照）

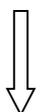
令和8年1月14日（水曜日）午前9時～令和8年1月23日（金曜日）午前11時30分まで



- ◇午前9時～午後5時までです。（正午～午後0時45分は除く。）
※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「土日祝」）は受付を行いません。
※最終日の受付は午前11時30分までです。
- ◇入札参加希望者は、申し込みに必要な書類を地域活性化室に直接ご持参ください。（郵送、電話、ファックス、メール等での受付は行いません。）
- ◇受付時に、入札保証金の納入通知書（箕面市所定）、入札書、入札参加者証を交付をします。
- ◇入札書の提出受付は、当該入札参加の申し込みをされた方に限ります。

入札保証金の納付期限日（13ページ：※2参照）

令和8年1月23日（金曜日）まで



- ◇納付すべき入札保証金の金額は、5ページ以降の「Ⅱ入札に際しての前提条件」に記載されています。
- ◇入札参加申込時に交付した本市所定の納入通知書に記載の金融機関で納付してください。
※三井住友銀行（箕面支店または箕面市役所出張所）以外の三井住友銀行や、他の金融機関で納付された場合、納付期限日までに納付確認が

取れないことがあります。その際にご連絡させていただく場合があります。

入札書提出の受付（13ページ：※3参照）

令和8年1月26日（月曜日）午前9時～令和8年1月30日（金曜日）正午まで

◇午前9時～午後5時までです。（正午～午後0時45分は除く。）

※土日祝は受付を行いません。

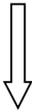
※最終日の受付は正午までです。

◇入札参加者は、申込受付時に交付された「入札参加者証」と、納付した入札保証金の領収書（本書）を確認のためご持参ください。

◇入札書は、申込受付時に交付されたものに入札額を記入し、封筒の表に「財産区一般競争入札書（物件番号1）」と朱書のうえ密封し、入札参加者名を記載して1部ご提出ください。

◇入札書の提出は、地域活性化室へ直接ご持参ください。

（郵送、電話、ファックス、メール等での受付は行いません。）



開札及び落札者の決定（14ページ：※4参照）（15ページ：※5参照）

令和8年1月30日（金曜日）午後1時30分から

箕面市役所 別館6階 会議室A

◇入札参加者は、申込受付時に交付された「入札参加者証」をご持参ください。

◇開札には、必ずご本人または代理人がご出席ください。

※代理人が出席する場合は、入札申込時にご提出いただいた名刺や社員証等の確認が必要です。

◇開札時間後のご入室はできませんので、時間に余裕を持ってご来庁ください。

◇開札に関する説明後、直ちに開札を行い、落札者を決定します。

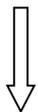
◇落札者以外の入札参加者には、納付された入札保証金の返還手続きを行います。

※返還手続きには、当入札ホームページ内の様式関係から請求書をダウンロードし、入札参加者の記名、押印（申込時と同じもの）をしたものをご持参ください。

※入札保証金を納付した領収書の原本（確認のため提出は不要）及びそのコピー（A4縦サイズ、左側余白を多めに1部提出）もご持参ください。なお、落札者の方は請求書の提出は不要です。

◇入札保証金の返還（利息等は付与されません）には、概ね2週間程度かかりますのでご了承ください。

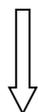
◇請求書の内容に不備がある場合は、訂正（請求印が必要）または再提出が必要となりますのでご注意ください。



◇落札者が納付された入札保証金は、売買代金の一部として充当します。

売買契約の締結・契約保証金の納付期間（16ページ：※6参照）

令和8年2月2日（月曜日）～令和8年2月20日（金曜日）まで



◇契約保証金の納付が確認でき次第、落札者と売買契約を締結します。

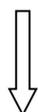
◇収入印紙等の諸費用は、落札者のご負担となります。

◇契約締結時には、売買代金の10パーセント以上(入札保証金を含む)を契約保証金として納付していただきます。

※納付された契約保証金は、売買代金の一部として充当されます。

売買代金の残額の納付・所有権の移転登記手続き（16ページ：※7参照）

財産区及び箕面市が指定する日まで ※3月中旬以降を予定しています。



◇売買代金は、入札保証金及び契約保証金を差し引いた残額を納付していただきます。

◇所有権は、売買代金の全額納付と同時に移転します。

※所有権移転登記の手続きは箕面市が行いますので、登記に必要な書類等をご提出ください。併せて、買戻特約の登記も行います。

◇登記手続きにかかる登録免許税は、落札者のご負担となります。

所有権移転登記完了・土地の引き渡し

◇所有権移転登記が完了次第、現状有姿にて土地を引き渡します。

◇市有地売却条件ガイドライン第5条に基づき、売却条件を満たしたうえで、都市計画法第29条第1項または第2項の規定による開発許可を取得し、同法第36条第2項の規定による検査済証が発行された場合は、買戻特約の抹消登記を所有権者の負担で財産区に申請することができます。

（※1）質問の受付・回答について

質問は、当入札ホームページ内の様式関係にある「質疑書」（本市指定様式）に必要事項を記入のうえ、メールで下記送付先までお送りください。

なお、メール送信後に受信確認のため地域活性化室（電話072-724-6741）までご連絡をお願いします。

（1）質問受付期間及び時間

令和8年1月13日（火曜日）～令和8年1月16日（金曜日）正午まで

i) 受付時間は午前9時～午後5時まで。（最終日は正午必着）

ii) 期間外や時間外に受信したメールは受付できません。

(2) メール送付先

- i) 地域活性化室：kasseika@maple.city.minoh.lg.jp
- ii) メールの件名は「財産区財産一般競争入札についての質疑（物件番号1）」としてください。

(3) 質問に対する回答

- i) 質問への回答は、令和8年1月15日（木曜日）午後3時以降、同入札ホームページ上で随時公表します。
- ii) 質問がない場合は、掲載いたしません。
- iii) 質問提出者への個別に直接回答は行いません。
- iv) 回答にあたっては、質問提出者の名称は記載いたしません。
- v) 入札実施上必要と認められる事項のみ回答し、参加者の情報や意見表明等には一切回答しません。

(※2) 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金の額は、5ページ「Ⅱ 入札に際しての前提条件」に記載の金額です。

- i) 入札保証金の額は、最低入札価格の5パーセントとなります。
- ii) 入札に参加される場合は、前記の入札保証金を納付してください。

(2) 箕面市所定の納入通知書は、一般競争入札参加の申込手続き時に交付します。

- i) 令和8年1月23日（金曜日）までに、納入通知書に記載された金融機関で納付してください。
- ii) 三井住友銀行（箕面支店または箕面市役所出張所）以外の三井住友銀行や他の金融機関で納付された場合、入札日までに納付確認が取れないことがありますので、その際にご連絡させていただく場合があります。

(※3) 入札書提出の受付について

(1) 入札書提出の受付日時・場所

令和8年1月26日（月曜日）～令和8年1月30日（金曜日）

- i) 午前9時～午後5時（正午～午後0時45分を除く）
- ii) 最終日（令和8年1月30日（金曜日））は正午まで。
- iii) 郵送等による申込みは受付できません。必ず地域活性化室までご持参ください。

(2) 受付場所

住所：箕面市西小路四丁目6番1号

提出先：箕面市役所 地域創造部 地域活性化室（本館2階 北側 214番窓口）

(3) 入札書の提出に持参するもの

- i) 入札参加者証（申込受付時にお渡しします。）
- ii) 入札書（封筒表面に「財産区一般競争入札書（物件番号1）」と朱書し、密封のうえ入札参加者名を記載してください。）
- iii) 入札保証金を納付した領収書の原本。
- iv) 代理人の場合は、委任状に記載された委任者であることが確認できるもの。（申込時に提出した名刺や社員証など。）

（4）入札方法

- ①上記期間及び時間内に、所定の入札書に必要事項を記入、押印し、封筒表面に「財産区財産一般競争入札書（物件番号1）」と朱書、密封のうえ入札参加者名を記載して提出してください。
- ②入札書は、入札参加受付時にお渡しいたします。

（5）入札金額の表示

- i) 入札金額は物件の総額を記載してください。
- ii) 金額の頭に「¥」を必ず記入してください。

（6）入札者の書き替え等の禁止

提出後の入札書の書き替え、引き替え、撤回はできません。

（7）入札の失格となる場合

次のいずれかに該当する場合、入札は失格とします。

- ①入札書に入札者の記名、押印がない場合。
- ②同一入札について入札者または代理人が2件以上入札した場合。（すべて失格）
- ③入札保証金を納付しない、または不足している場合。
- ④入札者及び代理人が同一入札でそれぞれ入札した場合。（すべて失格）
- ⑤資格のない者による入札。
- ⑥入札金額や記載事項を訂正し、訂正印がない場合。
- ⑦記入事項に必要な文字が欠けている、または判読できない場合。
- ⑧指定日時までに提出されなかった場合。
- ⑨最低売却価格に達しない金額での入札。
- ⑩不正な行為があった場合。
- ⑪その他、入札条件に違反した場合。

（8）入札の中止または延期

不正行為の恐れがある場合や、特別な事情により入札の実施が困難となった場合は、入札を中止または延期することがあります。

（※4）開札について

（1）開札の日時・場所

①日時：令和8年1月30日（金曜日）午後1時30分から。

i) 開場までは別館6階南側階段前付近でお待ちください。

ii) 時間に余裕を持ってご来庁ください。

iii) 開札は説明等終了後、直ちに行います。

②場所：箕面市役所 別館6階 会議室A

i) 開札時間前（午後1時）に指定の場所にご入室ください。

ii) 参加申込1件につき2名まで入室可能です。

iii) 欠席または遅刻した場合は、理由を問わず棄権とみなします。

(2) 提出書類等

①持参するもの

i) 入札参加者証（申込受付時に交付します。）

ii) 入札参加申込印鑑（代理人の場合は、委任状に押印された代理人の印鑑。）

iii) 入札保証金を納付した領収書の原本及びコピー。

※（A4縦サイズ、左側余白を多めに1部提出）

iv) 請求書（入札保証金返還用）

※入札ホームページ内の様式関係からダウンロードしてください。

(3) 開札

①開札開始時間になりましたら、入室を締め切ります。

②入札参加者の立会いのもとで開札を行います。ただし、欠席または遅刻した場合は、理由を問わず棄権とみなします。

③開札結果について異議申立てはできません。

(4) 開札の中止または延期

不正行為の恐れがある場合や、特別な事情により実施が困難な場合は、中止または延期することがあります。

(5) 落札者の決定

①最低売却価格以上で、かつ最高価格で入札した方を落札者とし、立会者全員に氏名（法人の場合は名称）及び落札金額を発表します。

②同額の最高入札者が複数いる場合は、開札後にくじ引きで落札者を決定します。

(6) 開札結果の公表

落札者の種別（個人、法人）及び落札金額を、入札ホームページで公表します。

※法人は名称も公表します。

(※5) 入札保証金の返還について

(1) 入札保証金の返還

①納付された入札保証金は、落札者を除き、開札終了後に提出された請求書に基づき、ご指定の銀行口座等へ返還します。

②返還する入札保証金には利息は付きません。

③返還日は入札日から概ね2週間程度かかります。あらかじめご了承ください。

(2) 入札保証金等の帰属

落札者が指定期日までに売買契約を締結しない場合、落札者が納付した入札保証金は財産区に帰属します。

(※6) 契約について

(1) 契約の締結

①財産区と落札者の契約締結は、令和8年2月20日（金曜日）までに、箕面市役所会議室等で行います。

②契約書の内容は、別紙（案）に契約者名及び金額欄を追記するのみとします。ただし、財産区が認める場合はこの限りではありません。

③契約は、一般競争入札参加申込書に記載された名義で行います。

④契約締結時にご持参いただくもの。

i) 印鑑（登録印鑑）※持ち出し不可の場合はご相談ください。

ii) 収入印紙（売買代金に応じた金額分）

(2) 契約保証金

①落札者が納付した入札保証金は、契約保証金の一部に充当します。

②売買契約締結時には、売買代金の10パーセント以上の契約保証金を納付してください。

i) 契約保証金は、納付済みの入札保証金を含めて売買代金の10パーセント以上となるよう、落札者が決定してください。

ii) 契約保証金は、売買代金の一部に充当します。

③落札者が売買契約上の義務を履行しない場合、納付した契約保証金は財産区に帰属します。

(3) 契約費用および公租公課等

①契約書に添付する収入印紙の費用は、落札者の負担となります。

②所有権移転登記等に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。

③落札者を義務者として課される公租公課は、落札者の負担となります。

④その他、契約に要する費用も落札者の負担となります。

(※7) 売買代金の納付及び所有権の移転等について

(1) 売買代金の納付

売買代金から契約保証金を差し引いた残額を、財産区及び箕面市が指定する日までに納付してください。※3月中旬以降を予定しています。

(2) 所有権の移転

①売買代金の完納と同時に所有権が移転します。

②売買代金の納付確認後、箕面市が所有権移転登記の手続きを行います。

- i) 所有権移転登記にかかる登録免許税は落札者の負担となります。
 - ii) 同時に買戻特約登記も行います。
 - iii) 登記に必要な書類のご提出をお願いします。
 - iv) 登録免許税の納付書は原本をご提出ください。
- (3) 買戻特約期間は10年です。なお、市有地売却条件ガイドライン第5条に基づき、売却条件を満たし、都市計画法第29条第1項または第2項の規定による開発許可を受け、同法第36条第2項の規定による検査済証が発行された場合は、買戻特約の抹消登記を所有権者の負担で財産区に申請できます。
- (4) 落札物件は、所有権移転登記完了後、現状有姿で引き渡します。

(※8) その他留意事項について

(1) 現状有姿での引き渡し

- ①本物件はすべて現状有姿で引き渡します。
- ②「Ⅱ 入札に際しての前提条件」をご参照のうえ、事前に現地で現況や近隣状況をご確認ください。
- ③「Ⅱ 入札に際しての前提条件」は参考資料です。入札参加希望者ご自身で土地の利用制限等の諸規制について調査、確認を行ってください。

(2) 物件内の設備等

フェンス、擁壁、立木等の改修、撤去は買受人の負担で行ってください。

(3) 工事、近隣対応

- ①工事等を行う際は、近隣住民への丁寧な対応を心がけ、事前説明や工事着工前の説明を必ず実施してください。
- ②騒音、振動、埃、電波障害、風害、日影等の周辺への影響は、買受人の責任で対応してください。

(4) 調査について

本物件については、土壌汚染調査や地盤調査は実施していません。

(5) 土地の状態

- ①本物件はため池として利用されていたため、池底にヘドロが堆積しています。
- ②不法投棄物等が存在する可能性があります。
- ③財産区及び財産区管理者は契約不適合責任を負いません。

(6) 地下水等の処理

地下水や伏流水が出た場合は、買受人の責任で関係機関と協議し、適切に処理してください。

(7) 擁壁等の構造、設置

各種擁壁の構造や設置位置については、関係法令や地方公共団体の条例等を遵守し、関係機関と協議のうえ指示に従ってください。

(8) 開発行為

開発行為を行う場合は、関係法令や地方公共団体の条例等について、事前に関係機関で確認してください。

(9) 図面、現況確認

- ①施設概要等の図面は現地の概要を把握するためのもので、現況をすべて正確に表したものではありません。
- ②必ず入札参加希望者ご自身で現地の状況を確認してください。

(10) 各種供給、処理施設

- ①ガス、上下水道、電気等の利用にあたっては、各供給管理者と十分協議し、指示に従ってください。
- ②必要な工事等は買受人の負担で行ってください。

(11) 通信施設

- ①電話等の通信施設の利用にあたっては、各通信事業者と十分協議してください。
- ②必要な工事等は買受人の負担で行ってください。

(12) 現況、施設の確認

土地の現況や電柱、支線、街灯、ごみ置き場等の位置は必ず現地で確認し、移設の可否等は設置者等にお問い合わせください。

(13) 道路改修等

- ①土地利用にあたり道路改修工事等が必要な場合は、道路管理者と十分協議してください。
- ②必要な工事等は買受人の負担で行ってください。

(14) 改良工事等

- ①土地利用形態によって必要となる各種改良工事等については、関係機関と十分協議してください。
- ②必要な工事等は買受人の負担で行ってください。

(15) 隠れた瑕疵

- ①引渡し後に地中埋設物等の隠れた瑕疵が発見された場合は、買受人の負担で処理してください。
- ②財産区及び財産区管理者は契約不適合責任を負いません。

(16) 図面等の取扱い

- ①位置図や現況図等は現地の概要を把握するためのもので、現況をすべて正確に表したものではありません。
- ②必ず入札参加者ご自身で現地の状況を確認してください。
- ③現況と図面等が異なる場合は現況を優先します。

各種お問い合わせ先（入札実施要領配布、質疑受付、提出書類等受付）

・受付場所：〒562-0003 大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市役所 地域創造部 地域活性化室 本館2階 北側 214番窓口

TEL：072-724-6741（直通）

FAX：072-722-7655

E-mail：kasseika@maple.city.minoh.lg.jp

<https://www.city.minoh.lg.jp/business/nyuusatsu/r7nyuusatsukeiyaku.html>

（箕面市ホームページ > 産業・まちづくり > 入札・契約 > 入札情報
> 令和7年度の入札・契約案件に掲載）

・受付時間：午前9時～午後5時（正午～午後0時45分を除く）

※土日祝及び受付時間外は受付不可（メール等の受信時間も含む）

※注意事項

・電話や来庁時の口頭による質疑等は一切受け付けておりません。

・各種提出書類等には、必ず連絡先及び担当者氏名を記載してください。